

No.1 太陽光発電システム

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> • 中古品又は自作品でないもの • 日本工業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたもの • 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの • 電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を開始しているもの
補助対象 経費	<p>①機器費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナ） ウ カラーモニター エ 架台 オ 接続箱 カ 交流側開閉器 キ 余剰電力販売用電力計 ク 配管配線器具 <p>②設置工事費</p>
必要書類	<p>①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</p> <p>②事業概要書（別紙1号）</p> <p>③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの）</p> <p>④領収書等の写し（社印等の押印があるもの） ※申請年度のものに限る。</p> <p>⑤施工写真（建物全景及び太陽電池モジュール・パワーコンディショナの施工後の写真）</p> <p>⑥太陽電池モジュールの配置図</p> <p>⑦電力受給契約申込書の写し ※電力会社に承認されたもの。 （電力受給契約申込書に接続契約承諾日の記載欄がない場合は、別途接続契約承諾日が確認できる書類（「接続契約のご案内」等）を併せてご提出ください。）</p> <p>⑧案内図（住宅地図等）</p> <p>⑨建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</p> <p>⑩三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</p> <p>⑪小規模太陽光設備の設置等に関する書類（埼玉県アンケート（1）及び使用電気量確認のための委任状） ※小規模太陽光の加算措置の適用を受ける場合。</p>

備考

- 「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムのことをいいます。
- 契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- 領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。